

## 貨物自動車運送事業法施行令案について

### 1. 背景

令和6年5月15日に公布された流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）第4条では、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において、運送契約締結時における書面交付の義務付け等の改正が行われたところ、当該書面交付については、契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが可能とされており、当該承諾の手続が政令に委任されている。

このため、改正法の施行に伴い、貨物自動車運送事業法施行令を制定し、書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続を定める必要がある。

### 2. 概要

改正法第4条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法において、書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続が政令に委任されているところ、当該政令委任事項について、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとする運送契約の当事者は、あらかじめ、契約の相手方に対し、用いる電磁的方法の種類等を示し、当該相手方から承諾を得なければならないこと等を規定することとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和7年1月  
施 行 : 令和7年4月（改正法の施行の日）